

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令
規制の名称：計量法の適切な執行に向けた計量制度見直し（民間事業者の参入の促進、技術革新・社会的環境変化への対応等）に係る規制の見直し
規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局：経済産業省産業技術環境局基準認証政策課計量行政室
評価実施時期：令和5年3月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

当該措置は、計量法の法目的（計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与すること）を達成するために平成28年11月計量行政審議会で取りまとめられた答申を踏まえた計量制度見直しの一環であり、事前評価時点と現時点における社会経済情勢等に大きな変化は生じていない。

しかし、そのうち自動はかりを特定計量器に追加する措置については、その後の実態把握等により、検定の精度が細かいため、検定に必要な基準器が存在せず検定が不可能であり、かつ取引・証明に使用される可能性が低く特定計量器としての規制の必要性に乏しいものが存在することが判明し、当初の規制内容では円滑な法執行に影響が及ぶおそれがあることが確認されたため、令和3年8月に政令改正を実施し、一部の自動はかりについては特定計量器から除外した。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

前述のとおり、自動はかりについては当初の規制内容に変更があったものの、全体として事前評価時からベースラインの変更はない。

当該措置は計量行政審議会答申として（１）民間事業者の参入の促進、（２）技術革新、社会的環境変化への対応、（３）規制範囲・規定事項の再整理・明確化の３つの視点から方向性が定められたものである。

仮に、「型式承認制度における試験成績書の受入等」の措置を講じなかった場合、高い技術力を有する民間の試験所の参入が妨げられるとともに、多様化・複雑化が進む型式の試験を全て型式承認機関が実施することとなり、計量器の製造が遅れることで技術革新も阻害されるおそれがあった。

また、「特定計量器の追加（自動はかり）」の措置を講じなかった場合、一定の水準を満たさない自動はかりが取引又は証明における計量に使用されることで計量法に基づく制度全体の信頼性が損なわれるおそれがあった。

更に、「特殊容器使用商品の追加（発泡酒・第三のビール）」の措置を講じなかった場合、急速に普及する発泡酒・第三のビールの提供に特殊容器を使用できず、発泡酒・第三のビールの需要拡大や効率的な生産管理の妨げになるおそれがあった。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

自動はかりについては事前評価後の実態把握等に基づき当初の規制内容を変更した経緯（※）があるが、全体として当該措置は平成 28 年に計量行政審議会に取りまとめられた答申を踏まえた計量制度見直しの一環であり、前述の仮想状況も考慮すると、引き続き必要であると考えられる。

※当初の規制内容の変更に当たっては、再度 RIA を実施し、規制の必要性の検証を行っている。
https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/RIA/R3RIA/210603keiryō.pdf

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

「型式承認制度における試験成績書の受入等」については、製造事業者において試験成績書を整備した場合に費用負担が発生している。なお、試験成績書の整備にかかる費用は製造事業者ごとに異なるため、定量的な推計は困難である。

「特定計量器の追加（自動はかり）」については、製造事業者及び修理事業者において行政機関に届出を行う費用負担が発生している。具体的には、行政機関に届出を行う際の費用は1件あたり、約58,000円（※）と推計される。

※届出を行う際の作業コストについては以下のとおりと仮定。

作業時間 10時間 × 2名 = 20時間

1時間当たりの人件費 = (民間給与実態統計調査(国税庁、令和2年)の平均給与額(年間))
4,957千円 ÷ (労働統計要覧(厚生労働省、令和2年)の年間総労働時間(実労働時間数)事業所規模30人以上) 1,685時間 = 約2,900円

20時間 × 約2,900円 = 約58,000円

「特殊容器使用商品の追加（発泡酒・第三のビール）」については、製造事業者において追加商品に関する特殊容器開発のための費用負担が発生しているが、事業者としては競争上の機微な情報に該当するため開示が難しく、定量的な推計は困難である。

一方で、「定期検査免除期間の特例措置の廃止」については、事前評価時に懸念されていた在庫品の廃棄や製造事業者における検定等の受検による費用負担及び使用者における検査の費用負担において、実際に大きな支障が生じたとの情報は業界から上がってきていないため、遵守費用は発生していない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

「型式承認制度における試験成績書の受入等」については、試験成績書受入に関する規定等の整備に係る業務や試験成績書受入可能な事業者の認定及び試験成績書の確認に係る業務が増加したが、行政費用は特段発生していない。

「特定計量器の追加（自動はかり）」については、製造事業者及び修理事業者による届出に係る業務や特定計量器の追加に係る規程等の整備、自治体等へのメールやHP掲載等による周知に係る業務が増加したが、行政費用は特段発生していない。

「特殊容器使用商品の追加（発泡酒・第三のビール）」については、追加商品に関する型式等の技術基準の整備、関係団体へのHP掲載等による周知に係る業務が増加したが、行政費用は特段発生していない。

「定期検査免除期間の特例措置の廃止」については、製造事業者、使用者、自治体等へのHP掲

載等による周知に係る業務が増加したが、行政費用は特段発生していない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

「型式承認制度における試験成績書の受入等」については、製造事業者において試験成績書を活用した新製品の迅速な市場投入が可能となり、使用者において高度な計量器やニーズに応じた新商品をより多くの選択肢からより早く購入可能となっている。なお、試験成績書の活用状況については、例えば、平成 29 年度～令和 3 年度までの非自動はかりの型式承認申請のうち約半数が試験成績書を活用したものである。

「特定計量器の追加（自動はかり）」については、表 1 のとおり製造事業者及び修理事業者による届出を受理しており、製造事業者等において適正な計量の実施の確保に資する自動はかりの供給による自社製品の信頼確保がなされ、使用者においては当該自動はかりを使用した計量によって取引又は証明がされた自社商品に対する信頼確保がなされている。また、行政機関としてはより適切な法執行に向けた実態把握が進んでいる。

「定期検査免除期間の特例措置の廃止」については、使用者においてより正確な計量器の購入機会が増え、国民においては適正に計量された商品の購入機会が増えている。

【表 1】自動はかりに係る届出事業者数（令和 3 年度末時点の概数） ※重複あり

	ホッパー スケール	充填用自動 はかり	コンベヤ スケール	自動捕捉式 はかり	その他の 自動はかり	合計
製造事業者	270	300	220	230	250	1,270
修理事業者	170	200	130	260	230	980

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

「型式承認制度における試験成績書の受入等」については、試験成績書の受入に伴う手数料の減免により最大で数十万円の減額が適用される。なお、当該措置により事業者の効率的な生産管理等が行われた場合、最終購入商品の価格の低下が見込まれるが、実際に調査することは困難であ

る。

「特定計量器の追加（自動はかり）」については、届出製造事業者による信頼性の高い自動はかり供給に伴い、非自動はかりから自動はかりへの転換が推進された結果、自動化、省力化によるコスト削減が見込まれるが、実際に調査することは困難である。

「特殊容器使用商品の追加（発泡酒・第三のビール）」については、追加された商品の特殊容器の型式標準化を図ることが可能となり、特に発泡酒の特殊容器としてビール瓶が使用可能なため、共通の容器を使用することで開発費等のコスト削減が可能となっている。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

当該措置による負の影響は④に示した遵守費用の負担であり、それらのほかに副次的な影響及び波及的な影響としては、⑦に示したとおり最終購入商品価格の低下が見込まれる。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

④及び⑤に示したとおり費用負担が発生しているものの、⑥及び⑦に示した効果・便益は審議会答申の達成目標である計量法の法目的に合致しており、今後も同様の効果・便益が発生すると考えられることから、当該措置を継続することが妥当である。

ただし、自動はかりについては、今後も製造及び使用状況の実態把握に努め、円滑な経済活動と適切な法執行の双方を担保する観点から、必要に応じ、規制の範囲や内容等に関する柔軟な見直しを検討する必要がある。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

計量制度見直しに係る事前評価書

1. 政策の名称

計量法の適切な執行に向けた計量制度見直し（民間事業者の参入の促進、技術革新・社会的環境変化への対応等）に係る規制の見直し

2. 担当部局

経済産業省産業技術環境局計量行政室長 吉岡 勝彦

電話番号：03-3501-1688 e-mail：metrology-policy@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成29年2月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

（1）規制の目的

我が国の計量制度は、昭和26年の計量法制定以降、平成5年の改正計量法の施行を経て、各時代の要請に適切に対応しつつ変遷しており、今日まで、我が国の国民生活・経済社会における取引の信頼性を確保し、安全、安心の基盤として機能してきている。

計量法は「計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与すること」を法目的としており、取引・証明等に使用される特定計量器¹については、検定等によりその精度が担保されたものを使用することが義務づけられている。

今般、現在の計量行政における実態を踏まえ、技術の進展等、計量行政を取り巻く状況の変化に的確に対応し、今後、計量法を適切に執行していくあたり必要な制度見直しを行う。

（2）規制の内容

1. 型式承認制度における試験成績書の受入等

現行の計量法令の規定上、特定計量器の型式の承認は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）等、法令で規定された機関のみが一元的に実施することで、特定計量器の信頼性を確保しており、型式承認における試験についても、産総研等にて実施している。

一方、計量器の電子化・情報化等の技術革新、社会的環境の変化に伴い、型式承認の試験項目は増大し、ますます高度化・複雑化するとともに、試験設備の高額化・大型化が進展している。また、使用者ニーズの多様化等に伴い、非自動はかり

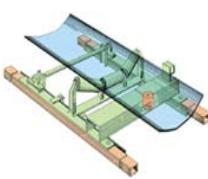
¹取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定める計量器

等においては、新型式の速やかな市場、投入が求められているため、開発のスピード化が進展している。他方、国際法定計量機関（OIML）において OIML 計量証明書制度（OIML 基本証明書制度、MAA 制度）が整備されており、各国の型式承認において相互の試験成績書の活用等も進展していることから、型式承認における試験成績書の受入れを行う等、型式承認におけるニーズ及び実態にあわせ、所要の見直しを行う。

2. 特定計量器の追加

現行の計量制度では、特定計量器について、国民生活・経済社会における取引・証明の信頼性の確保及び消費者保護の原則に立ち、必要な規制を設けているものである。今後、計量器の技術革新、計量制度を取り巻く社会的環境変化に対応するため、特定計量器へ自動はかりを追加する。

主な自動はかり

名称	ホッパースケール	充填用自動はかり	コンベヤスケール	自動捕捉式はかり
主な計量対象	穀物類、 配合飼料等（大容量）	食品、粉体、飼料、 薬品等（小容量）	鉱物類、穀物類、 飼料等	加工食品、飲料、 薬品等
特徴	各種原料等をホッパーに流入している状態で質量を計量し、一定量（設定量）に達すると、ホッパーから下流へ排出	各種原材料及び製品を、一定の質量に分割して袋、缶、箱などの容器に充填（ランダムな質量を取捨選択して目的の質量にするタイプもある。）	ベルトコンベヤで連続輸送される原料及び製品の受け渡しの際に計量	箱、袋、缶などの形態で計量を行う。欠品等の判別や異物混入を選別する機能も備えている
具体例				

自動はかりは、これまで工場等における計量管理を中心に用いられてきたが、

- i) 計量法で規定する取引・証明の用途において、今後益々使用されることが予想されること
- ii) 欧州を始めとする主要国・地域では、既に規制の対象となっているほか、近年、自動はかりを規制の対象としていない国々からの輸入割合、量ともに増大していること

等から、国内における適正な計量の実施を確保するため、自動はかりを特定計量器に追加するための、所要の見直しを行う。

3. 範囲・規定事項等の再整理又は明確化

現行の計量制度について、その範囲・規定事項等を再整理又は明確化し、適切なものとする観点から、以下の見直しを行う。

- i) 計量法の特殊容器制度²では、制度が適用される商品を政令で定めている。また、特殊容器については、長年の運用によって特に業務用途において社会インフラとして定着している。他方、近年急速に普及している発泡酒や第三のビールについては、当該制度が適用される品目となっておらず、ビール業界等からの商品追加要望及び酒類は酒税法に基づき商品開発を行っていることから酒税法における定義と政令上の商品をあわせて欲しいとの要望も踏まえ、所要の見直しを行う。
- ii) 定期検査免除期間の特例措置については、平成5年の改正計量法施行時に追加された特定計量器を対象として、初回の定期検査免除の特例措置が設けられたが、施行後20余年が経過し、当時の見込み生産や流通在庫品に対するこの特例措置の意義が薄れたことから、特例措置を廃止する。

(3) 規制の必要性

今般の計量制度見直しに係る規制の見直しのための措置は、本年5月より開催された計量行政審議会において、①民間事業者の参入の促進、②技術革新、社会的環境変化への対応、③規制範囲・規定事項の再整理・明確化の観点から、議論がなされ、審議会答申案として、所要の見直しを速やかに実施することと整理された事項である。

今日の我が国の国民生活・経済社会における取引の信頼性を確保し、安全、安心の基盤として機能している計量法について、今後とも、適正な計量の実施を確保しつつ、時代の要請に適切に対応するためには、所要の制度見直しが必要である。

(4) 法令の名称・関連条項とその内容

【名称】計量法施行令（平成5年政令第329号）

【関係条項】特定計量器の追加関係：第2条、第5条、第26条、別表第3、別表第4

特殊容器使用商品の追加関係：第8条

定期検査免除期間の特例措置の廃止関係：附則第5条

²計量法では、計量器でないものを取り・証明に使用することを禁止しているが、一定の条件のもと、体積を計量する代わりに、ある高さまで商品を満たした場合、内容量が確保される特殊容器を使用することによって、使用制限の規定を適用しないこととする制度

【名称】計量法関係手数料令（平成5年政令第340号）

【関係条項】型式承認制度における試験成績書の受入等関係：第4条、別表第4

(5) 影響を受け得る関係者

- 自動はかりの製造事業者等
- 取引・証明に使用される自動はかりの使用者等
- 国民（消費者）
- 行政機関等（国・地方自治体・産総研等）

5. 想定される代替案

1. 型式承認制度における試験成績書の受入等

今回改正する内容は、産総研で実施している特定計量器の型式の承認に係る試験について、計量器の電子化・情報化等の技術革新、社会的環境の変化に伴い、計量器の開発が加速化している中において、型式承認の迅速化及び申請者が必要とする場合に限り必要となる試験項目を受けることを可能とするための措置を講じるものである。

したがって、本件は規制緩和措置であるが、現状維持を代替案とした場合の費用等の比較を行う。

2. 特定計量器の追加

今回改正する内容は、現行の計量法令の規定上、国民生活・経済社会における取引・証明の信頼性確保及び消費者保護の原則に立ち、特定計量器へ自動はかりを追加する措置を講じるものである。

自動はかりを特定計量器へ追加することに伴う今次の制度見直しにおいて、仮に規制の対象となる自動はかりの対象器種を限定した場合を代替案とした場合の費用等の比較を行う。

3. 範囲・規定事項等の再整理又は明確化

今回改正する内容は、現行の計量法令の規定上、その範囲・規定事項等を再整理又は明確化し、適切なものとする観点から、特殊容器制度の適用される商品の拡大、平成5年に設けられた初回の定期検査免除の特例措置を廃止する措置を講じるものである。

本件は、規制緩和措置と意義の薄れた特例措置を廃止する措置を講じるものであるが、現状維持を代替案とした場合の費用等の比較を行う。

6. 規制の費用

今回の制度改正を行う場合と、現行（制度改正を行わない場合）の費用について比較する。

- 自動はかりの製造事業者等

	改正案（制度改正あり）	代替案
1. 型式承認制度における試験成績書の受入等	<ul style="list-style-type: none"> ●型式承認として認められる試験成績書を整備した場合の費用負担の発生。ただし、型式承認試験において試験成績書に応じた手数料の減免（最大で数十万円程度）が可能。 ●特定計量器ごとに必要となる試験費用を一定程度負担することとしていたが、必要な試験のみの受験が可能となることによる手数料の減免（最大で十万円程度）が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ●現行のまま（型式承認に必要となる試験項目を全て受験することによる手数料の費用負担。また、特定計量器ごとに必要となる試験費用を一定程度負担）。
2. 特定計量器の追加	<ul style="list-style-type: none"> ●全製造事業者等が行政機関等に対して届出・申請等を行う費用負担の発生。 <p>※なお、制度の開始に当たっては、製造事業者等に対して十分な周知・届出期間を設け、過度な負担とならないよう配慮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●特定計量器の追加の対象となる自動はかりの器種について、製造事業者等が行政機関等に対して届出・申請等を行う費用負担の発生。
3. 範囲・規定事項等の再整理又は明確化 i)	<ul style="list-style-type: none"> ●追加商品に関する特殊容器開発のための費用負担の発生。 	<ul style="list-style-type: none"> ●現行のまま。
3. 範囲・規定事項等の再整理又は明確化 ii)	<ul style="list-style-type: none"> ●経過措置の3年間の特例措置が廃止され、1年間の措置に短縮されることによって生じる在庫品の廃棄又は製造事業者による検定等の受検による費用負担の発生。 	<ul style="list-style-type: none"> ●現行のまま。

○取引・証明に使用される自動はかりの使用者等

	改正案（制度改正あり）	代替案
1. 型式承認制度にお	<ul style="list-style-type: none"> ●特に発生する費用は想定されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●現行のまま（特に発生する費用は想定されない。）。

ける試験成績書の受入等		
2. 特定計量器の追加	<p>●はかりの定期的な点検、校正、修理等の費用や検定等の受検のための費用負担の発生（自動はかりの国内推計普及台数は数十万台程度）。</p> <p>※なお、制度の開始に当たっては、使用者等に対して十分な周知、検定開始の猶予期間を設けるとともに、既に使用されている自動はかりの構造検定及び検定等の受検に際し、過度な負担とならないよう配慮する。</p>	<p>●特定計量器の追加の対象となる自動はかりの器種に限定して、はかりの定期的な点検、校正、修理等の費用や検定等の受検のための費用負担の発生。</p>
3. 範囲・規定事項等の再整理又は明確化 i)	<p>●特に発生する費用は想定されない。</p>	<p>●現行のまま（特に発生する費用は想定されない。）。</p>
3. 範囲・規定事項等の再整理又は明確化 ii)	<p>●免除期間切れ又は迫っている製品を購入した場合の検査費用負担の発生。</p>	<p>●現行のまま。</p>

○国民（消費者）

	改正案（制度改正あり）	代替案
1. 型式承認制度における試験成績書の受入等	<p>●特に発生する費用は想定されない。</p>	<p>●現行のまま（特に発生する費用は想定されない）。</p>
2. 特定計量器の追加	<p>●自動はかりの使用者が規制に伴う管理コストを最終購入商品に対して転嫁が行われた場合、負担増。</p>	<p>●特定計量器の追加の対象となる自動はかりの使用者が規制に伴う管理コストを最終購入商品に対して転嫁が行われた場合、負担増。</p>

3. 範囲・規定事項等の再整理又は明確化 i)	●特に発生する費用は想定されない。	●現行のまま（特に発生する費用は想定されない。）。
3. 範囲・規定事項等の再整理又は明確化 ii)	●特に発生する費用は想定されない。	●現行のまま（特に発生する費用は想定されない）。

○行政機関等（国・地方自治体・産総研等）

	改正案（制度改正あり）	代替案
1. 型式承認制度における試験成績書の受入等	●試験成績書受入に関する規定等の整備に係る業務の増加。 ●試験成績書受入可能な事業者の認定及び試験成績書の確認に係る業務の追加。	●現行のまま（型式承認に必要な試験項目全てを試験する必要があるため、試験に必要な業務・検査費用等。）。
2. 特定計量器の追加	●検定・検査等に係る業務（届出の受理、検査業務）の増加。 ●特定計量器の追加に係る規程等の整備、関係団体等への周知に係る業務の増加。	●特定計量器の追加の対象となる自動はかりの器種について、検定・検査等に係る業務（届出の受理、検査業務）、規程等の整備、関係団体等への周知に係る業務の増加。
3. 範囲・規定事項等の再整理又は明確化 i)	●追加商品に関する型式等の技術基準の整備、関係団体への周知に係る業務の増加。	●現行のまま。
3. 範囲・規定事項等の再整理又は明確化 ii)	●製造事業者、使用者、指定定期検査機関等への周知に係る業務の増加。	●現行のまま。

※製造事業者等、使用者等に及ぶ費用・便益については、国内のどの程度の企業等が今回の制度を利用するか企業の経営判断等によるところが大きいことから実態把握が困難であり、定量的な分析が困難。

7. 規制の便益

今回の制度改正を行う場合と、代替案の便益について比較する。

○自動はかりの製造事業者等

	改正案（制度改正あり）	代替案
1. 型式承認制度における試験成績書の受入等	●試験成績書の活用による新製品の迅速な市場等投入が可能。	●現行のまま。
2. 特定計量器の追加	●適正な計量の実施の確保を通じた自動はかり等の供給による自社製品等の信頼性の確保。国際統合化を通じた海外への輸出が容易。	●特定計量器の追加の対象となる自動はかりの器種に限定して、適正な計量の実施の確保を通じた自動はかり等の供給による自社製品等の信頼性の確保。特定計量器の追加の対象となる自動はかりの器種に限定して、国際統合化を通じた海外への輸出が容易。
3. 範囲・規定事項等の再整理又は明確化 i)	●特殊容器使用可能商品の追加により、型式の標準化を図ることが可能となるため、容器のコスト削減が期待。	●現行のまま。
3. 範囲・規定事項等の再整理又は明確化 ii)	●在庫を少なく管理することによるコストの削減及び生産性の向上が期待。	●現行のまま。

○取引・証明に使用される自動はかりの使用者等

	改正案（制度改正あり）	代替案
1. 型式承認制度における試験成績書の受入等	●高度な計量器、使用者ニーズに応じた新商品をより早く購入できることが期待。 ●高度な計量器、使用者ニーズに応じた開発に伴う製品選択肢の増大が期待。	●現行のまま（型式の試験から承認までを産総研ですべて行うことになるため、一つの機関で型式が確認された計量器を使用することができることによる信頼性。）。
2. 特定計	●正確な自動はかりを使用した計量	●特定計量器の追加の対象となる自

量器の追加	<p>によって取引又は証明がされた自社商品等に対する取引先事業者、消費者の信頼性の確保。</p> <p>●非自動はかりから自動はかりへの転換による自動化、省力化によるコスト削減が期待。</p>	<p>動はかりの器種に限定して、正確な自動はかりを使用した計量によって取引又は証明がされた自社商品等に対する取引先事業者、消費者の信頼性の確保。</p> <p>●特定計量器の追加の対象となる自動はかりの器種に限定して、非自動はかりから自動はかりへの転換による自動化、省力化によるコスト削減が期待。</p>
3. 範囲・規定事項等の再整理又は明確化 i)	<p>●特殊容器使用可能商品の追加により、酒税法における事務処理の簡素化や生産管理等の効率化が図られ、コスト削減や消費者にとって魅力ある商品開発等が可能。</p> <p>●環境配慮の観点から特殊容器のリユース促進によるコスト削減が期待。</p>	●現行のまま。
3. 範囲・規定事項等の再整理又は明確化 ii)	●より正確な計量が可能な計量器の購入機会の増大。	●現行のまま。

○国民（消費者）

	改正案（制度改正あり）	代替案
1. 型式承認制度における試験成績書の受入等	<p>●事業者の効率的な生産管理等が行われた場合、最終購入商品の価格低下が期待。</p> <p>●取引又は証明における計量器の技術革新により新サービス等の提供の期待。</p> <p>●適正な計量の実施の確保を通じた商品の購入が可能。</p>	●型式の試験から承認までを産総研ですべて行うことになるため、一つの機関で型式が確認された計量器を使用して計量された商品を購入することによる信頼性。
2. 特定計量器の追加	●適正な計量の実施の確保を通じた商品の購入が可能。	●特定計量器の追加の対象となる自動はかりの器種に限定して、適正な計量の実施の確保を通じた商品

		の購入が可能。
3. 範囲・規定事項等の再整理又は明確化 i)	<ul style="list-style-type: none"> ●特殊容器に使用可能商品が拡大することによる商品の選択肢が拡大。 ●適正な計量の実施の確保を通じた商品の購入が可能。 	●現行のまま。
3. 範囲・規定事項等の再整理又は明確化 ii)	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な計量の実施の確保を通じた商品の購入が可能。 	●現行のまま。

○行政機関等（国・地方自治体・産総研等）

	改正案（制度改正あり）	代替案
1. 型式承認制度における試験成績書の受入等	<ul style="list-style-type: none"> ●技術革新、社会的ニーズ等に応じた適正計量の実施の確保が可能。 	●現行のまま。
2. 特定計量器の追加	<ul style="list-style-type: none"> ●我が国及び国際的な取引・証明への信頼性確保・法の適切な執行が可能。 ●民間事業者の参入の促進、技術革新・社会的環境の変化等を踏まえた制度の運用が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定計量器の追加の対象となる自動はかりの器種に限定して、我が国及び国際的な取引・証明への信頼性確保・法の適切な執行が可能。 ●特定計量器の追加の対象となる自動はかりの器種に限定して、民間事業者の参入の促進、技術革新・社会的環境の変化等を踏まえた制度の運用が可能。
3. 範囲・規定事項等の再整理又は明確化 i)	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な計量の実施の確保が可能。 	●現行のまま。
3. 範囲・規定事項等の再整理又は	<ul style="list-style-type: none"> ●特例措置の廃止により、より適正な計量の実施の確保が可能。 	●現行のまま。

は明確化 ii)		
-------------	--	--

※1. 製造事業者等、使用者等に及ぶ費用・便益については、国内のどの程度の企業等が今回の制度を利用するか企業の経営判断等によるところが大きいことから実態把握が困難であり、定量的な分析が困難。

※2. 国民や行政機関に及ぶ便益については、その性質上定量的な分析は困難。

8. 政策評価の結果

今回の制度見直しにより、製造事業者、使用者等にとって、行政機関に対する届出・申請等に係る事務の追加、検定の受検等に係る手数料等、一定の費用が見込まれるが、適正な計量の実施の確保を通じた取引先事業者、消費者の信頼性の確保、計量器の効率的な生産管理に伴う迅速な市場投入が可能となるなど、大きな便益が見込まれる。

国民にとっては、計量された商品の最終消費者という側面から、仮に自動はかりの規制に伴う管理コスト等が最終商品への価格転嫁等が行われた場合の費用負担が想定されるが、適正に計量された信頼性の高い商品の購入や事業者の効率的な生産管理等を通じた最終商品の価格低下などの便益も期待される。

行政機関（国・地方自治体・産総研等）にとっても、検査等に係る業務の増加や、関係機関等への周知等一定の費用が見込まれるが、その費用は限定的である。他方、適正な計量の確保を通じた法の適切な執行、官民一体となった制度運用が可能となる。

上記のとおり、今般の計量制度見直しに係る規制の見直しのための措置を講じることによって費用・便益の双方が生じることが考えられるが、我が国の国民生活・経済生活における取引の信頼性を確保し、安全・安心の基盤としての計量制度を引き続き機能させるとともに、法目的である適正な計量の実施を確保する観点から、今般の計量制度の見直しに係る規制の見直しを行うことは妥当であるといえる。

9. 有識者の見解その他の関連事項

昨年2～3月に開催された「計量制度に関する課題検討会」において、現在の計量行政における実態を踏まえ、今後の計量制度を適正に実施していくために必要な改善点等を明確にする観点から、計量業界団体・機関、有識者、計量行政従事者等の委員からなされた意見を集約し、報告書が取りまとめられた。

今回の改正内容は、本報告書をもとに、計量行政審議会において議論が重ねられ、その答申において「所要の見直しを速やかに実施する」とこととされたものである。

加えて、本答申の取りまとめに当たり、行政手続法に基づく任意のパブリックコメントを実施し、広く意見募集を行うとともに、影響のある関係業界団体等に対する説明・意見交換等を行っている。

10. レビューを行う時期又は条件

政令改正により講じる措置について、規制導入後、5年を目途に今般の改正についてのレビューを実施し、その結果に基づいて必要な措置を講じることとする。